

別表六の二(十八)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 結 業 年 度		法人名		連 結 結 業 年 度					
・		・		()					
連 結 結 業 年 度		法人名		連 結 結 業 年 度					
・		・		()					
各 連 結 法 人 に お け る	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (9)と(12)のうち少ない金額	13	円		
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(18) \times \frac{(1)}{(6)}$	2			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(21) \times \frac{(13)}{(20)}$	14			
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十八)付表「9」の合計)	3			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (13) - (14)	15			
	同 上 の うち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額	4			各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	16		
	(3)のうち別表六の二(十八)付表「6」 が特定期間内であるものに係る額	5				特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	17		
	同 上 の うち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額	6				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	18		
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 定 期 間 以 外 の 期 間 分 $((3) - (4)) - ((5) - (6)) \times \frac{4}{100} + ((4) - (6)) \times \frac{2}{100}$	7			の 合 計	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(18) \times \frac{20}{100}$	19	
		特 定 期 間 分 $((5) - (6)) \times \frac{5}{100} + (6) \times \frac{3}{100}$	8				当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(13)の合計)	20	
	[22]欄		額 控 除 限 度 額		の 計 算	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十一)「29の②」)	21	円	
	生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の6第7項」又は「第68条の15の6第8項」 ② 「区分番号」欄:「10500」 ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十八)「22」欄の金額(円単位)								法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 合 計 額 (20) - (21)
	算 基 準 額	額	$(2) \times \frac{20}{100}$		11	算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 合 計 額 (20) - (21)	22	円
		法 人 税 額 基 準 額 (10)と(11)のうち少ない金額)	12						

別表六の二(十八) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分